⑵　随時の競争参加資格の審査　⑴に掲げる期間を経過した後に申請を行う場合は、３に掲げるアドレスにアクセスして申請書類を入手し、３に掲げるアドレスにアクセスして、申請用データを送信することとする。なお、この場合の資格認定日は令和９年５月６日以降とする。

⑶　申請書類の提出先　〒530―0003 大阪府大阪市北区堂島１―６―20堂島アバンザ19階　ＴＥＬ06―6344―7065（直）　西日本高速道路株式会社　財務部契約審査課

3　申請の手続き及び資格審査方法　申請書類の記載方法、資格審査の方法等の詳細な手続きについては次に掲げる当社のホームページに掲載する「競争参加資格審査申請書作成の手引き」を参照すること。
https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contest/

4　資格審査結果の通知　３に掲げる当社のホームページに「有資格者公表用名簿」を掲載することにより通知に代えるものとし、通知書は発行しない。

5　資格の有効期間　資格認定の日から令和11年３月31日までとする。

6　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
「有資格者公表用名簿」は、３に掲げる当社のホームページに掲載する。

7　問合せ等　資格審査に係る問合せ等は、上記２⑶において受付ける。
受付時間　平日10時から12時及び13時から16時（土日祝日及び年末年始を除く）

競争参加者の資格に関する公示

阪神高速道路株式会社における2027・2028年度（令和９・10年度）建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業務についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格を得ようとする方の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和８年10月１日
阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　上松　英司

◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○令和８年阪神高速公告第23号

1　工種及び業種の区分　工種及び業種の区分は、次のとおりとします。
なお、建設工事の工種の後のかっこ書きは、各工種の申請に必要である建設業法（昭和24年法律第100号）の許可の種別を表しています。

〔建設工事の場合〕
①　土木（土木一式工事）
②　橋梁（メタル）（とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事）
③　橋梁（Ｐ・Ｃ）（土木一式工事）
④　舗装（舗装工事）
⑤　電気（電気工事）
⑥　電気通信（電気通信工事）
⑦　塗装（塗装工事）
⑧　建築（建築一式工事）
⑨　遮音壁（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事）
⑩　管（管工事）
⑪　機械器具設置（機械器具設置工事、消防施設工事）
⑫　標識設置（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、解体工事）
⑬　造園（造園工事）
⑭　維持修繕（土木一式工事、とび・土工、コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、解体工事）
⑮　橋梁補修（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事）
⑯　その他（①～⑮に該当しない工事で、その工事内容に対応する許可）

〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
①　測量
②　地質調査
③　土木設計
④　建築等設計
⑤　補償
⑥　その他業務

2　インターネット一元受付による申請（経常建設共同企業体を除く）
詳細については、国土交通省ホームページをご覧ください。

⑴　パスワードの事前取得　インターネット一元受付による申請は、パスワードの事前取得が必要です。令和８年11月２日（月）から同年12月28日（月）までの間にパスワードの請求手続をしてください。

⑵　申請用データの受付期間　令和８年12月１日（火）から令和９年１月15日（金）まで

3　オンラインによる申請

⑴　定期受付（インターネット方式）
①　建設工事（単体）の場合　令和８年12月１日（火）から令和９年１月15日（金）まで（最終日の16時受信分まで有効）
②　建設工事（経常建設共同企業体）の場合　令和９年４月１日（木）以降随時に受け付けます。⑵の②を参照

⑵　随時受付
①　建設工事（単体）の場合　申請者が⑴以降の時期に申請を希望する場合は随時受け付けます。
②　建設工事（経常建設共同企業体）の場合　令和９年４月１日（木）以降随時受け付けます。申請を行うことができる工種は「土木」と「塗装」の２工種です。
なお、全構成員がその申請工種につき、単体で2027・2028年度（令和９・10年度）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることが必要です。
③　測量・建設コンサルタント等の場合　現在も受付継続中です。

⑶　申請書の入手方法　申請書は、公示日以降、弊社ホームページ（https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/）に、様式類を掲出しますので、必要な様式をダウンロードしてください。

⑷　申請書の添付書類　申請書には次に掲げる書類を添付してください。
〔建設工事（単体）の場合〕
①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査に係る総合評定値通知書であって下記［１］の要件を満たすものの写し
［１］　経営事項審査に係る告示（平成20年国土交通省告示第85号）第一の一の２に規定する審査基準日が、定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請にあっては、令和７年６月16日以降のもの（令和７年６月16日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、最新のもの）、随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請にあっては、申請をする日の１年７か月前の日以降のもの
②　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」といいます。）別紙第９号書式（その２）に加え、（その３の２）又は（その３の３）の写し
〔建設工事（経常建設共同企業体）の場合〕
①　経常建設共同企業体協定書（甲型又は乙型）
②　構成員全員の印鑑証明書（申請書提出日前３か月以内のもの）
〔測量・建設コンサルタント等の場合〕
①　法律上、営業に関する資格を必要とする業種について申請するときは、その資格を証明する書面の写し
②　国税規則別紙第９号書式（その２）に加え、（その３の２）又は（その３の３）の写し
③　申請者が法人であるときは、登記事項証明書の写し
④　直前２年の営業年度に係る財務諸表類
［注］　申請者が次に掲げる方であるときは、それぞれ次に定める書類をもって、①、③及び④に掲げる書類に代えることができます。
ａ　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた方をいいます。）測量法第55条の８に規定する書類の写し
ｂ　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
ｃ　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し